

長野県告示第688号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年11月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

上田市武石上本入字小原1415の25から1415の29まで、1415の32、1415の33、1415の35、1415の36、1415の47、1415の48、1415の78、1442の28、1442の37から1442の39まで、1442の45、1442の68、1442の70、14142の71、字唐沢1474の2、1475の1、1479、1482の1、1482の3、1482の5
- 2 指定の目的

水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小原1442の39、1442の71
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第689号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年11月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

伊那市長谷非持3822の2、3822の5から3822の7まで、3822の11、3822の12、3825の8、3825の9、3827の1、3828の1から3828の10まで、3829の1から3829の7まで、3829の137、3829の138、3830の1から3830の8まで、3831の224、3831の225
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第690号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年11月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

伊那市伊那7119の11
- 2 指定の目的

水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第691号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年11月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢8503の1、8518の1、8518のイ、8519の1、8519の2、8519のイの1、8556、8557の1、8558の1、8558の2、8558のロ、8559、8561の1から8561の6まで、8561の8、8561のイ、8561のロの2、8562の1、8563の1、8564の1から8564の3まで、8564のイ、8565から8567まで、8568のイ、8568のロ、8569、8570、8571の1、8572、8573、8574の1から8574の5まで、8575の1、8575の2、8576の1、8576のロ、8577から8581まで、8582の1から8582の4まで、8583、8584の39から8584の47まで、8584の49から8584の57まで、8584の59から8584の65まで、8585の28、8585の29、8586の1、8586のロ、8587、8588の1、8589の1、8589のイ、8590の1、8590の2、8591の1、8591のロ、8592の1

から8592の3まで、8592のニ、8592のホ、8592のへ、8593、8594の1から8594の4まで、8594のロ、8594のハ、8595、8596の1から8596の3まで、8597の1、8597のロ、8598、8599、8600の1、8600の2、8601の1、8601のロ、8602の1、8602のロ、8603から8609まで、8610の1、8610の2、8611から8617まで、8618の1、8618の2、8619、8620の1、8620の2、8621の1、8621のロ、8622の1、8622の2、8622のロ、8623の1、8623のロ、8624の1、8624の2、8625、8626、8627の1、8627のイの1、8627のイの2、8627のロの1、8628から8634まで、8635の1、8636、8637のイ、8638の1、8638の2、8638の4、8698の1、8699から8704まで、8705の1、8705の2、8715の78から8715の80まで、8715の83、8715の84、8716の39、8716の40、8735、8739、8740

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県木曾地方事務所告示第1号

木曾広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成22年11月9日付で許可しました。

平成22年11月29日

長野県木曾地方事務所長 原 修 二

市町村課

長野県佐久建設事務所告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年12月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年11月29日

長野県佐久建設事務所長 戸 田 明 宏

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 下仁田浅科線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市新子田字供養塚899番の1地先から佐久市新子田字柳反り925番の1地先まで	旧	5.2~6.5 m	0.1478 km
同 上	新	10.6~20.4	0.1478

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 下仁田浅科線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市新子田字柳反り925番の1地先から佐久市新子田字田端932番の5地先まで	旧	5.0~8.4 m	0.1683 km
同 上	新	8.2~13.0	0.1683

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 小諸中込線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市平塚字屋敷158番の1地先から佐久市根々井字駒場1046番の1地先まで	旧	4.8~32.5 m	0.3508 km
同 上	新	4.8~36.0	0.3508

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 塩名田佐久線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市平塚字屋敷158番の1地先から佐久市岩村田字押出シ1577番の1地先まで	旧	4.5~22.6 m	0.6910 km
同 上	新	4.5~22.6	0.6910
佐久市平塚字屋敷158番の1地先から佐久市岩村田字一里塚1630番の1地先まで		4.8~26.5	0.6790

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年12月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年11月29日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯田富山佐久間線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市千栄629番の34地先から 飯田市千栄28番の20地先まで	旧	10.3~24.0 m	0.0800 km
同 上	新	10.3~24.0	0.0800
飯田市千栄629番の34地先から 飯田市千栄32番の6地先まで		8.0~16.0	0.1760

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年12月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年11月29日

長野県佐久建設事務所長 戸田 明 宏

- 1 (1) 路線名 下仁田浅科線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市新子田字供養塚899番の1地先から
佐久市新子田字柳反り925番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成22年11月29日
- 2 (1) 路線名 小諸中込線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市平塚字屋敷158番の1地先から
佐久市根々井字駒場1046番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成22年12月1日
- 3 (1) 路線名 塩名田佐久線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市平塚字屋敷158番の1地先から
佐久市岩村田字一里塚1630番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成22年12月1日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

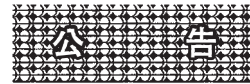
その関係図面は、告示の日から平成22年12月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年11月29日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 路線名 飯田富山佐久間線
- 2 供用を開始する区間
飯田市千栄629番の34地先から
飯田市千栄32番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年12月1日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年11月29日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たんぼのおうち
- 3 代表者の氏名
丸 茂 清 信
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市湖岸通り一丁目19番地7号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、福祉サービスをその障害者の意向を尊重して提供することにより、障害者が個人の尊厳を保持しつつ、いかなる障害も克服して地域の中で生活できるよう支援に努める。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月29日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県庁非常用自家発電設備整備点検作業一式
 - (2) 役務の特質